



## 金銭貸借契約書

貸主 大阪不動産コンサルティング事業協同組合 を甲、借主 [REDACTED] を乙として、甲乙は、次の通り金銭貸借契約を締結した。

第1条 甲は、甲乙間で締結した末尾記載の不動産（以下「本件不動産」という。）に関する「不動産コンサルティング業務委託契約（別紙平成20年11月26日付契約書参照）」による企画事業を遂行するため、乙に対し金 [REDACTED] 円を次条以下の約定で貸付け、乙はこれを借受け、受領した。

第2条 乙は、前条の不動産コンサルティング業務委託契約に基づく企画事業を遂行するため、きりう不動産信託株式会社（以下「信託の受託者」という。）との間で不動産管理処分信託契約を締結し、本件不動産の売却が完了するまでの間、本件不動産を信託することとする。

2 甲が乙に対して負担する一切の債務を担保するため、甲を質権者、乙を質権設定者として、前項の不動産管理処分信託契約に基づく受益権に質権を設定する。

第3条 乙は、本契約に定めるところに従い、本貸付の元本を平成22年2月28日までに一括返済する。

2 前項の期限に関わらず、次の各号による場合、乙は直ちに本貸付の元本を甲に対して一括して弁済しなければならない。

- ① 本件不動産を売却した場合。
- ② 第1条の不動産コンサルティング業務委託契約を解除した場合。
- ③ 第2条1項の不動産管理処分信託契約（契約番号 [REDACTED]）が終了もしくは解除となった場合。
- ④ 収用その他の理由のいかんにかかわらず、末尾記載の不動産の全部または一部に関して補償金、清算金等が支払われた場合。

第4条 本件貸金に対する利息は、無いものとする。

第5条 乙は、本件不動産の売却が完了するまでに乙が死亡した場合に、信託の受託者が信託不動産を売却して甲の債権を弁済する旨を、あらかじめ信託の受託者に指図するものとし、甲の承諾なくこの指図を取り消しもしくは変更してはならない。

第6条 乙は、次の事由の一つでも生じた場合には、甲からの通知催告がなくても乙は当然に期限の利益を失い、甲に対して直ちに本貸付の元金を支払う。

- ① 乙の他の債務につき仮差押、仮処分又は強制執行を受けたとき。
- ② その他本契約の条項に違反したとき。

2 前項において、乙から甲に対する支払が履行されないとき、甲は第2条2項の質権を実行することができる。

第7条 期限後又は期限の利益を喪失したときは、以後完済に至るまで、乙は、甲に対し、残元金に対する年 $\blacksquare$ パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

第8条 本契約から発生する紛争の第一審の管轄裁判所は、甲の住所地を管轄する裁判所とする。

上記の通り甲乙間に金銭の貸借契約が成立したことの証しとして、本契約書1通を作成し、甲乙が署名押印の上、甲が原本を保持し、乙は複写機による写しを保持するものとする。

平成20年11月26日

甲 住所  $\blacksquare$   
氏名 大阪不動産コンサルティング事業  $\blacksquare$  印

乙 住所  $\blacksquare$   
氏名  $\blacksquare$  印

乙の成年後見人  
住所  $\blacksquare$   
氏名  $\blacksquare$  印

### 不動産の表示

(土地)  
所在 大阪市  $\blacksquare$   
地目 宅地  
地積  $\blacksquare$  m<sup>2</sup>  
(建物)  
所在 大阪市  $\blacksquare$   
家屋番号  $\blacksquare$   
種類・構造 居宅・木造瓦葺二階建

以上